



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

千且 和也

第1 はじめに

杉村執行役員会は、2年目に突入しました。昨年度は、執行理事として、杉村執行役員会をサポートしてきましたが、今年度は、副会長として、より積極的に会務活動を行っていききたいと思います。

第2 会務活動

1. 弁理士推薦委員会

他の団体などから弁理士の推薦の依頼を受けた際に、推薦依頼要項に応じた募集を行い、適任の弁理士を推薦する活動を行っています。推薦の依頼から締切りまで短い案件も少なくなく、多忙な中、委員の皆さんに迅速にご対応頂いております。

適任者の審議に際しては、現在は、電子メールによる審議を中心として、面接が必要な案件については、Web とリアルハイブリッド会議により対応しています。

2. 綱紀委員会

綱紀委員会は、弁理士から選任した委員と外部委員（弁護士、公証人、学識経験者、産業界の方）により構成され、会員に対する処分案件について処分理由（会則第49条第1項）に該当する事実が有るか否かを調査する委員会です。日本の司法制度に当て嵌めると、検察に相当すると思います。すなわち、処分理由の該当事実を調査して、該当するとの心証に至った場合に、会長への報告（公訴）を行うという機関です。本年度も多数の事案を処理しております。事案の内容がデリケートであるため、事案によっては年度を跨いで調査を続けるものもあります。

3. 審査委員会

審査委員会も、弁理士から選任した委員と外部委員（弁護士、公証人、学識経験者、産業界の方）により

構成されています。綱紀委員会が処分理由有りと判断した場合、当該案件について審査委員会に会長からの送致があれば、審査委員会は、処分の内容について審議して決議を行います。日本の司法制度に当て嵌めると、裁判所に相当すると思います。すなわち、綱紀委員会から報告があった案件について、処分の内容を判断するという機関です。

4. 研修所

研修所は、継続研修、能力担保研修、実務修習、倫理研修などの必須研修のほか、弁理士育成塾、知財ビジネスアカデミーなどの研修を企画運営する組織です。

日本弁理士会としては、種々の委員会等の組織が研修やセミナー等を実施していますが、研修所が行う研修事業は、日本弁理士会からすべての会員に対し直接的に還元することのできる事業の一つであると思います。

このような研修事業に関し、コロナ禍の影響により、一昨年度は、各種研修が中止されましたが、昨年度からは、オンライン研修を進めることができました。コロナ禍を契機としてweb会議システム等を利用したオンライン研修、オンラインセミナーが増えてきていると思います。日本弁理士会としても、従来の集合研修、e-ラーニング研修に加え、新たな研修方法としてのオンライン研修を確立することができました。

コロナの感染状況も収まりつつありますので、今年度は、オンラインによるライブ配信とリアル視聴型のハイブリッド形式の研修などの開催を行いたいと考えております。

5. 特許委員会

特許委員会は、特許制度に関する諸問題等を調査・

研究・提言することを目的とした、いわゆる実務系委員会です。今年度の特許委員会では、「日本の特許制度の課題の検討と改善に向けた取組み」、「IT 産業とソフトウェア関連発明の保護に関する調査・研究」、「近時の審判決の動向の調査及び研究」、「非公開特許に関する諸外国の制度の調査及び研究」などについて、部会に分かれて検討します。

また、各種パブリックコメントへの対応、特許庁、日本知的財産協会などの知財関連団体との意見交換等を通じて、特許制度の改革に向けたさらなる検討に繋げていき、会員に対しても有益な情報をタイムリーにお届けしたいと思っています。

6. 東海会

東海会は、社会に対する知的財産の昂揚普及、教育

機関における知財授業の普及、中小企業に対する知的財産の観点からの支援活動を絶え間なく実行してきています。特に、スタートアップ企業に対しましては、本会よりも先に支援を開始しております。

本年度は、本会と各地域会との連携に重点が置かれており、東海会の正副会長との事前の擦り合わせを行い、より円滑な連携が進むよう努めています。

第3 終わりに

新年度が始まり、3ヶ月が経ちました。ここ数年、執行役員として会務に携わらせて頂きましたが、やはり副会長としての会務活動の方が多岐にわたるとともに、責任も重く感じます。今後も、会員に利益を還元できるよう会務活動を続けたいと思います。

以上